

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

国勢調査に基づく人口の推移をみると、昭和 35（1960）年には、12,655 人であった人口が、令和 2（2020）年には、7,720 人へと 60 年間で、4,935 人、割合では 39.0%減少している。

65 歳以上の高齢者の人口は、2,855 人で高齢化率は、37.0%と全国平均や県内平均よりも高い数字となっており、生産年齢人口は、3,910 人で全体の 50.6%である。

産業別就労者数でみると、第 3 次産業が約 50%を占め、その第 3 次産業についても、民間企業の縮小や撤退によって総数が減少傾向にあり、商店街の空き店舗の増加など、空洞化の傾向にある。

少子高齢化や労働人口の減少、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い先端設備等へ一新させ、衰退・縮小傾向にある中小企業者・小規模事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の向上を図ることが求められている。

(2) 目標

本計画の策定により、生産性の高い先端設備等を導入し、労働生産性の向上を図る中小企業者・小規模事業者を後押しすることで、本町経済の活性化を図るとともに新たな雇用の場の創出など、「魅力的で働きがいのある仕事を持つ郷いなみ」の創造を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 2 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、本町経済の活性化を図るため、対象とする設備は限定せず、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、本町経済の活性化を図るため、対象地域は限定せず、印南町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

先端設備等の導入により労働生産性の向上を目指す中小企業者・小規模事業者全体を後押しし、本町経済の活性化を図るため、対象業種・事業は限定せず、全ての業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月12日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした先端設備等導入計画は、認定の対象としない。

(2) 設備導入に伴う人員増がある場合、労働生産性の評価に当たって不利にならないよう配慮する。

(3) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係があると認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(4) 町税滞納者及び町税未申告者による先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定の対象としない。

(5) その他、先端設備等の導入の促進に際し、配慮が必要と認められる事項については、町長が別に定める。